

人材紹介基本契約書



株式会社（以下、甲という）と株式会社ボーイエンシー（以下、乙という）は、人材の紹介・採用に関する基本条件について以下の通り契約する。

（目的）

第1条 甲は、社員の採用に関して乙に対して第2条に定める人材の紹介と採用に必要な業務を委託し、乙はこれを受託する。

（紹介）

第2条 乙は取扱い職業の範囲内において甲の採用しようとしている職位・職務要件に適合する人材を選出し、必要な研修・教育・コンサルティングを行ったうえ甲に紹介するものとする。

（紹介料等）

第3条 甲は乙の紹介した人材を採用した場合は、推定年収の30%を乙へ支払うものとする。

2 前項における推定年収は、採用後1年分の基本給に、規定に定められた諸手当(通勤交通費は除く)および賞与（昨年度実績）を加算して算出するものとする。

3 紹介料は、乙が紹介した人材が甲へ入社した月の翌月末までに、乙の指定する銀行口座へ甲は振り込むものとする。その際の銀行振込み手数料は甲が負担するものとする。

（中途退職）

第4条 乙が甲に紹介した人材が、甲に入社した日から起算して6ヶ月以内に退職（退職通告日ではなく退職日とする）をした場合は、前条の既に甲から受領した当該人材の紹介料の一部を甲に返還するものとする。

2 前項の紹介料を返還する場合の返還額は、既に乙が受領した当該紹介料を基準とし、1ヶ月以内での退職の場合は80%、3ヶ月以内での退職の場合は50%、6ヶ月以内での退職の場合は20%の金額とする。

3 本条第1項の場合、乙は、前項に定める金額及びその消費税相当を、乙が紹介した人材の退職日から30日以内に、甲指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。当該振込にかかる費用は乙の負担とする。

（機密保持）

第5条 甲および乙は、本契約の遂行に関して知り得た相手方の業務上の機密・会社情報および人材に関する情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏らしてはならないものとする。

2 秘密情報が口頭、その他無形の形態で開示される場合には、甲又は乙は開示する際に秘密である旨を相手方に明示するものとし、甲又は乙は開示後14日以内に開示した秘密情報の内容を書面に要約し、相手方に提出するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか一つに概要する情報については、秘密情報と

みなさない。

(1) 秘密情報を開示する者（以下、「開示者」という。）から開示を受ける以前に秘密情報を受領する者（以下「受領者」という。）において適法に保有していたもの

(2) 開示を受けた後、受領者の責めによらずして公知となったもの

(3) 受領者が第三者から秘密保持義務を負わされることなく受け取ったもの

(4) 開示者が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示したもの

(5) 受領者が独自に開発したもの

(6) 裁判の判決、決定、若しくは法令の定めにより第三者に対する開示を強制されたもの

4 甲は、乙から開示を受けた人材に関する個人情報を本契約の目的達成のためのみ利用するものとし、乙の事前の書面による承諾なく第三者に開示、又は、漏洩してはならない。

（苦情処理）

第 6 条 甲および乙は、人材紹介業務の過程で乙が紹介した人材から苦情の申し出を受けたときは速やかにその内容を相手方に通知し、密接な連携の下に迅速かつ適切な処理を図るものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 7 条 甲および乙は、自ら（親会社、子会社、関連会社を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して、相手方の名誉・信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、又は自己の主要な出資者・役職員が反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

（再委託の禁止）

第 8 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第 9 条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできないものとする。

（基本契約の解除）

第 10 条 甲または乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないときは、本契約の全部または一部を過去に遡って解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲および乙は、故意もしくは過失によって相手方に損害を与え、または本契約に違反したことによって、相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、相手方に生じた損害の賠償責任を負うものとする。

(有効期間)

第 12 条 本契約の有効期間は契約日から満 1 年とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(合意管轄)

第 13 条 本契約に関する訴訟については東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする

(協議)

第 14 条 本契約に定めのない事項およびその解釈に疑義を生じた事項については、甲および乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ決定する。

以上

本契約成立の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

2021 年 月 日

(甲)

印

(乙) 新潟県 長岡市 今井二丁目 199 番地

株式会社ボイエンシー

代表取締役 金子 雅俊

職業紹介許可番号：15-ユ-300111

印